

海老名災害関係 3者定例会（11月）の報告

〈文責〉福田博（海老名災ボラ）

【日時】平成29年11月13日（月）9時30分～11時

【会場】海老名市総合福祉会館

【出席】海老名市社協（中島）、海老名市危機管理課（野地）、海老名災ボラ（橋本、福田）

【議題1】来年の「災害救援ボランティアコーディネーター養成講座」の実施について

主催は、社協と海老名災ボラ（共催）で、海老名市（危機管理課）の協力を得て実施する。

●来年の「コーディネーター養成講座」について（10月3者定例会での案を修正した）

第1日目：来年2月17日（土）10時～13時頃 ⇒ 10時～15時30分に変更

第2日目：来年2月24日（土）10時～13時頃 ⇒ 10時～15時30分に変更

●「養成講座の参加者募集のPR」について（10月の3者定例会で決定）

- ・「海老名災害ボランティアネットワークだより」11月1日号に掲載。
- ・「ぬくもり通信」（社協）2018年1月1日号への掲載
- ・「広報えびな」2018年1月15日号への掲載

【講座の内容について】

海老名災ボラからの提案によって、次のように変更することになった。

第1日目（2月17日）10時～15時30分

10時00分～開会・オリエンテーション

10時30分～災害時における海老名市の対応（海老名市危機管理課）

11時00分～災害時における社会福祉協議会の役割（海老名市社会福祉協議会）

11時30分～海老名災害ボランティアネットワークの活動（海老名災ボラ）

12時00分～昼食（主催者側で用意した災害食を全員で試食）

12時30分～災害救援ボランティアセンターの運営（海老名市社会福祉協議会）

13時00分～災害救援ボランティアセンターの立上げ訓練

15時30分 終了

第2日目（2月24日）10時～15時30分

10時00分～海老名の災害（地震災害・風水害など）に関する講演（神奈川県安全防災局）

12時00分～昼食（参加者が各自で用意してください。弁当または外食）

13時00分～海老名市が地震災害の被災地となった想定で災害図上訓練DIG（神奈川災ボラ）

海老名災ボラ（橋本代表）から再度、神奈川災ボラに連絡し確認を取る。

【議題2】その他

（1）平成30年度「ビックレスキューかながわ」（神奈川県・海老名市合同防災訓練）の件

開催日時：平成30年8月26日（日）9時～12時 会場：神奈川県立相模三川公園

〈海老名市が実施する訓練〉

①災害救援ボランティアセンター開設訓練（社協＋災ボラ）＋炊き出し訓練（海老名市）

②多数遺体収容施設設置運営訓練：海老名市運動公園：海老名市総合体育館、8月25日（土）

(2) 地震情報の変化：東海地震情報から南海トラフ情報へ変化（災ボラより危機管理課へ質問）

この件については、11月2日（木）の海老名災ボラ定例会で中村敏一さん（事務局員）から情報提供がありました。それで海老名災ボラから海老名市危機管理課に県対応を質問しました。

① 東海地震予知は「（現時点では）できない」と明記した報告書案を政府部会は了承

南海トラフ沿いで起きる大規模地震の予測可能性を整理していた政府の中央防災会議の調査部会は21日、大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく現行の倒壊地震の予知体制が前提としている確度の高い地震予報について「（現時点では）できない」と名機した報告書案を大筋で了承した。

現行の東海地震の予知体制が前提にしているのは「2～3時間から2～3日以内に東海地震が起きる可能性がある」と発表する直前予知。直前予知がだされると、首相から警戒宣言が発令され、鉄道を止めたり、店舗や工場、学校などを休業したりする「地震防災応急対策」が強化地域8都県157市町村で一斉に実施される。報告書案は、現行の東海地震対策が前提としてきた直前予知の可能性を事実上、初めて公的に否定した形だ。

【引用】2017年7月22日、静岡新聞の記事より。（海老名市は強化地域に入っている）

② 気象庁は「南海トラフ情報」の運用を開始した（11月1日以降）、戸惑う自治体

気象庁は、11月1日より南海トラフ巨大地震発生する可能性が高まったときに発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を始めた。同時に、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わないとした（気象庁のホームページより）。

南海トラフ地震に関する情報が出た場合に、沿岸地域の自治体や住民にどのような防災対応を求めるかは、政府が検討中の状態で、自治体からは戸惑いの声も上がる。

【引用】2017年11月2日、神奈川新聞（添付ファイルを参照）

③ 南海地トラフに関連する情報が出された場合の県対応について

地震発生の可能性が相対的に高まる場合：神奈川県安全防災局は警戒態勢をとる。対応としては、情報収集を行う、南海トラフ情報（臨時）等の国の情報を市町村や指定公共機関等に提供する。

(3) 台風21号で海老名市は「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」を発令（危機管理課）

近年、大型台風による被害（洪水、がけ崩れなど）が全国各地で発生しており、海老名市でも風水害に対する備えや避難体制も重要になっている。事例として、台風21号の件が話題となった。超大型の台風21号は、2017年10月22日に海老名市に接近し23日には東方海上に抜けた。

神奈川県横浜地方気象台の発表する情報に基づいて、海老名市では次の避難等の情報を発令した。

- 10月22日（日）午前9時に海老名市災害警戒本部を設置し、風水害警戒体制を発令した。
- 10月22日（日）正午、台風21号接近に伴い、海老名市全域に「避難準備・高齢者等避難開始」（注1）を発令した。国分コミセン及び海老名小学校を除く避難所を開設した。その後、次々と横浜地方気象台は大雨警報（土砂災害・浸水害）、暴風情報及び洪水情報を発表した。
- 10月23日（月）午前3時40分に横浜地方気象台は土砂災害警戒情報を発表した。それに伴い、市内の土砂災害警戒区域内（注2）に「避難勧告」を発令した。「避難指示（緊急）」は出されていない。その後、これら避難情報等は解除された。市内での大きな被害は報告されていない。

【引用】「海老名市災害情報」：海老名市ホームページ（危機管理課）を参照してください。

（注1） 次の3つの避難情報等の違い。（内閣府ホームページの防災情報の頁を参照）

「**避難準備・高齢者等避難開始**」：避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者避難を開始しましょう。その他の人は避難の準備を整えましょう。

「**避難勧告**」：速やかに避難場所へ避難をしましょう。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

「**避難指示（緊急）**」：まだ、避難していない人は、緊急に避難場所へ避難をしましょう。外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、近くの安全な場所への避難や、自宅内のより安全な場所に避難をしましょう。

（注2） 海老名市内の「土砂災害警戒区域」は54か所107地域が指定されている。（危機管理課）